

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 總 則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画に基づく対策の推進のための細目の作成にあたつての指針となること。
 - ② 特に、市町においては、市町の南海トラフ地震防災対策推進計画の作成にあたつての指針となること。
 - ③ 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成にあたつての参考となること。
- (5) 県は、この計画のうち災害予防にかかる事項について、今後5年間の年次別計画として南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災目標を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。

第2節 地域推進強化区域の津波避難対策特別措置法

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。また、そのうち、同法第10条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化区域は洲本市、南あわじ市である（平成26年3月31日内閣府告示第22号）。

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域



第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
近畿総合通信局	災害時における通信手段の確保
近畿財務局 神戸財務事務所	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
(農林水産省)	災害救助用米穀の供給(売却)
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給
近畿経済産業局	1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施(TEC-FORCE)
近畿運輸局	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令
神戸運輸監理部	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令
(兵庫陸運部)	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局 大阪空港事務所	1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助
神戸地方気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達

機 関 名	事 務 又 は 業 務
海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提要及び支援

第2 自衛隊

機 門 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊)	人命救助又は財産保護のための応急対策の実施
海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)	

第3 兵庫県

機 門 名	事 務 又 は 業 務
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等
知事部局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町その他の防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整
企業庁	<ol style="list-style-type: none"> 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施

第4 市町

機 門 名	事 務 又 は 業 務
市町	市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構 (近畿ブロック事務所)	災害時における医療救護
独立行政法人水資源機構 (関西支社)	ダム施設(所管)等の応急対策の実施
日本郵便(株) (神戸中央郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 赤十字救援物資の配分
日本放送協会 (神戸放送局)	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の応急対策の実施
阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の応急対策の実施
本州四国連絡高速道路株式会社 (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	有料道路(所管)の応急対策の実施
西日本旅客鉄道株式会社 〔大阪支社 神戸支社 福知山支社〕	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ 総合	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管部)	ガス供給施設の応急対策の実施
新関西国際空港 株式会社	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保
日本通運株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 〔神戸支店 姫路支店〕	電力供給施設の応急対策の実施
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
リフトパンクテレコム株式会社 リフトパンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施

第6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鉄道等輸送機関 <u>山陽電気鉄道株式会社</u> <u>阪急電鉄株式会社</u> <u>阪神電気鉄道株式会社</u> <u>神戸電鉄株式会社</u> <u>神戸高速鉄道株式会社</u> <u>神戸新交通株式会社</u> <u>北神急行電鉄株式会社</u> <u>北条鉄道株式会社</u> <u>能勢電鉄株式会社</u> <u>六甲山観光㈱</u> <u>櫛谷法人大阪まちづくり公社</u>	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道路輸送機関 <u>神姫バス株式会社</u> <u>淡路交通株式会社</u> <u>金但バス株式会社</u> <u>阪急バス株式会社</u> <u>阪神バス株式会社</u> <u>一般社団法人兵庫県トラック協会</u>	災害時における緊急陸上輸送
道路管理者 <u>兵庫県道路公社</u> <u>芦有ドライブウェイ株式会社</u>	有料道路(所管)の応急対策の実施
放送機関 <u>株式会社ラジオ関西</u> <u>株式会社サンエーピジョン</u> <u>兵庫エフエム放送株式会社</u>	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
一般社団法人 <u>兵庫県医師会</u>	災害時における医療救護
公益社団法人 <u>兵庫県看護協会</u>	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 <u>兵庫県歯科医師会</u>	1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別
一般社団法人 <u>兵庫県薬剤師会</u>	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理
獣医師会 <u>一般社団法人兵庫県獣医師会</u> <u>一般社団法人神戸市獣医師会</u>	災害時における動物救護活動
一般社団法人 <u>兵庫県LPGガス協会</u>	1 LPGガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPGガスの供給

第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

次に南海トラフで発生する地震の規模を予測することは困難であるため、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を考えておくことが求められている。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、第1編「総則」第5節「地震災害の危険性と被害の特徴」の項に掲げるとおりであるが、被害の特性を特記すると、次のとおりである。

1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本県は県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

2 地震による被害

(1) 摆れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揆れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 堤防等の機能損傷

揆れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揆れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

(5) 帰宅困難者の発生

神戸・尼崎・西宮などを中心に、帰宅困難者が発生することが想定される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

淡路島や神戸・阪神・播磨地域の沿岸で津波による浸水被害の発生が想定される。避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。また、尼崎市・西宮市のゼロメートル地帯では、津波の収束後も浸水が継続する可能性がある。

(2) 地下空間の浸水

地下空間（ビルの地下、地下街、地下鉄、地下駐車場等）が浸水し、店舗、給電施設、コンピュータ制御施設、動力施設、車両等の水損が生じるおそれがある。また、復旧に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

(3) 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

(4) 瓦礫等の大量発生

津波に襲われた場合、陸域は瓦礫やヘドロに埋まり、海域では浮流物が生じるおそれがある。また、これらの除去に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

(5) 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第5節 基本方針と減災目標

1 基本方針

南海トラフ地震に係る対策については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。本計画に定める主な対策のほか、具体的な事前防災・減災対策を南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムとしてとりまとめ、年次別計画としてプログラム化することにより、計画的かつ総合的な推進を図る。

2 減災目標

これら対策の実施により、県民とともに実現を目指す減災目標を次のとおりとする。

県民の命を守りきる

■死者をかぎりなくゼロに

約29,100人

津波約28,000人、揺れ約1,000人、火災約50人



約400人

津波約60人、揺れ約300人、火災約40人

県民財産の損害を減らす

■建物被害を7割減

約37,000棟

約12,000棟

■浸水面積を2/3に

約6,100 ha

約4,100 ha
(粘り強い防潮堤の実現)

(重点整備地区等の対策でさらなる減)

県民生活をいち早く回復する

■避難所生活者数を4割減

約16.9万人



約10.6万人

■避難所生活期間を半減

約110日



約60日

■直接被害を4割減

約5.5兆円



約3.2兆円

第 2 章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

〔実施機関：指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕

第1 趣旨

県、市町、その他の防災関係機関の災害発生時の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の災害対策本部等の設置

知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されるる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに兵庫県災害対策本部及び必要に応じて兵庫県災害対策地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」の項を参照)

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における防災組織については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 災害対策本部等の組織及び運営
- (3) その他必要な事項

第2節 災害応急対策要員の動員

〔実施機関：各機関〕

第1 趣旨

県、市町、その他の防災関係機関における職員の動員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員の実施」の項を参照）

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 参集・配備計画
- (2) 自主参集
- (3) その他必要な事項

第 3 章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]

第1 趣旨

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。発災直後には、県は、ここに定める事項のほか、
応急対策活動の内容をとりまとめて別に作成する行動計画に基づき、迅速・的確な応急対策を実施する。

第2 内容

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県にあっては内閣総理大臣（消防庁）に、また、市町にあっては県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

〔全般〕

① 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

② 市町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

③ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。

④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

〔津波災害〕

① 強い地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市町長は、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」及び第3章「円滑な災害応急活動の展開」第4節「避難対策の実施」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

県、市町は、必要に応じて、堤防、水門、陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。

また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

4 物資調達

- (1) 県、市町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- (2) 県、市町は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- (3) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあっせん調整を実施することとする。
- (4) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。
- (5) 県は、(3) (4)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行うこととする。
- (6) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

5 輸送活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。

6 保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

県、市町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒步帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。

その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

8 二次災害防止等

(1) 陸域

県、市町、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示することとする。

(2) 海域

海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

9 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 施設の緊急点検・巡視
- (3) 救助・救急活動・医療活動・消火活動
- (4) 物資調達
- (5) 輸送活動
- (6) 保健衛生活動・防疫活動
- (7) 屜宅困難者対策
- (8) 二次災害防止等
- (9) その他必要な事項

第2節 資機材、人員等の配備手配

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、防災関係機関〕

第1 趣旨

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

第2 内容

1 物資等の調達手配

県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の払出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとることとする。

2 人員の配備

県は、管内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 県、市町その他の防災関係機関は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関が定めることとする。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 物資等の調達手配
- (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
- (3) その他必要な事項

第3節 他機関に対する応援要請

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県警察本部〕

第1 趣旨

県内では対応できない災害になる場合における他府県、自衛隊等への応援要請について定める。

第2 内容

1 関西広域連合との連携

県は、「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。

また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。

2 相互応援協定の運用

県は、必要があるときは、他の都道府県と締結している次の応援協定に従い応援を要請することとする。

- (1) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成8年2月、平成18年4月・平成24年10月改正）
- (2) 岡山県、鳥取県との災害時の相互応援に関する協定（平成8年5月）
- (3) 新潟県との相互応援に関する協定の締結（平成17年10月）
- (4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月、平成19年7月・平成24年5月改正）

3 自衛隊への災害派遣要請

知事は、必要があるときは、自衛隊に災害派遣を要請することとする。

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第1款「自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。

4 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 応援要請

知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする。（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

5 近畿地方整備局との連携

特に緊急を要すると認められるときには、近畿地方整備局との「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等〔リエゾン（情報連絡員）、T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む〕の支援に努めることとする。

その他、T E C - F O R C E の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

6 消防、警察の広域応援

県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。

その他、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 応援協定の運用
- (2) 自衛隊の災害派遣要請の求め等
- (3) 受援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県民局・県民センター、市町その他防災関係機関]

第1 趣旨

津波からの防護及び円滑な避難の促進など、地震・津波に対する体制整備について定める。

第2 内容

1 市町の体制整備

市町は、自主防災組織や 管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者（要配慮者）の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

2 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、国の津波避難対策推進マニュアル検討会報告書等を参考に、平成25年度に本県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。

3 地域における連携の促進

推進地域がある県民局・県民センターにおいては、南海トラフ地震・津波対策を総合的に推進するための県、市町、関係機関等から構成する組織を設置し、防災関係機関相互の情報共有の促進と連携強化を図る。なお、既存の組織の活用や複数の箇域の合同による活動など、地域の実情や課題に応じた取組を進める。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 市町津波災害対応マニュアルの作成
- (2) 市町の体制整備
- (3) 情報伝達体制の整備

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

第2 内容

1 施設整備等の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の遠隔監視（監視カメラ、開閉センサー等）等の施設整備を推進することとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。
また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるにあたっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (5) 県、市町は、南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離着場適地（ホイスト地点を含む）、港湾、漁港等の整備を行うこととする。
- (6) 県、市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、同報無線等の整備を行うこととする。

2 津波防災インフラ整備5箇年計画に基づく整備の推進

県は、平成25年2月に策定した「津波防災インフラ整備5箇年計画」（暫定版、平成26年3月に暫定版Ⅱとして改定）に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進する。なお、防潮堤等の沈下対策については、平成26年度末に策定する確定版に盛り込む。

(1) 基本方針

発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波を対象とし、「レベル1津波」（発生頻度が高い津波、想定地震動は安政南海地震並み）については防潮堤等で津波の越流を防ぐ、「レベル2津波」（最大クラスの津波、想定地震動は発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震）については津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良により浸水被害を軽減することを基本的な考え方とする。

(2) 目標

津波対策は平成35年までに概ね完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を5箇年計画に位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。

(3) 重点整備地区

レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、全ての津波対策を10年間で完了する。

（重点整備地区）

淡路地域（福良港、阿万港、沼島漁港、炬口地区）、尼崎地域（尼崎西宮芦屋港（尼崎地区））、西宮

地域（尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区、西宮地区、今津地区））

(4) 5箇年計画（暫定版Ⅱ）における主な事業内容

① レベル1津波対策

防潮堤等の高さの確保（未整備箇所の整備）、防潮堤等の健全性の保持（老朽化対策）、閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化の実施

② レベル2津波対策

ア 既存施設強化対策

防潮堤等の越流対策・引波対策（防潮堤陸側の水叩きの補強等）、防潮堤等の沈下対策

イ 津波被害軽減対策

防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）

2 孤立防止対策

関係市町は、南海トラフ地震により孤立が懸念される集落におけるヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所（役場）、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

3 広域防災拠点の運用

県は、県内6箇所の広域防災拠点（ブロック拠点）を運用するとともに、そのネットワーク化を推進し、広域災害発生に備えることとする。

また、京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港埠2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備等の基本方針
- (2) 準用・普通河川施設の整備
- (3) 海岸施設の整備
- (4) その他必要な事項

第3節 津波に関する情報の伝達等

〔実施機関：神戸地方気象台、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、西日本電信電話株式会社、船舶団体、防災関係機関〕

第1 趣旨

津波に関する情報の伝達について、配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 防災関係機関相互の情報の伝達

県、市町その他の防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難勧告・指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

2 津波の発生等に関する情報

(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表

① 津波警報・注意報の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10m		
		3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0. 2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	

② 津波予報の内容

気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

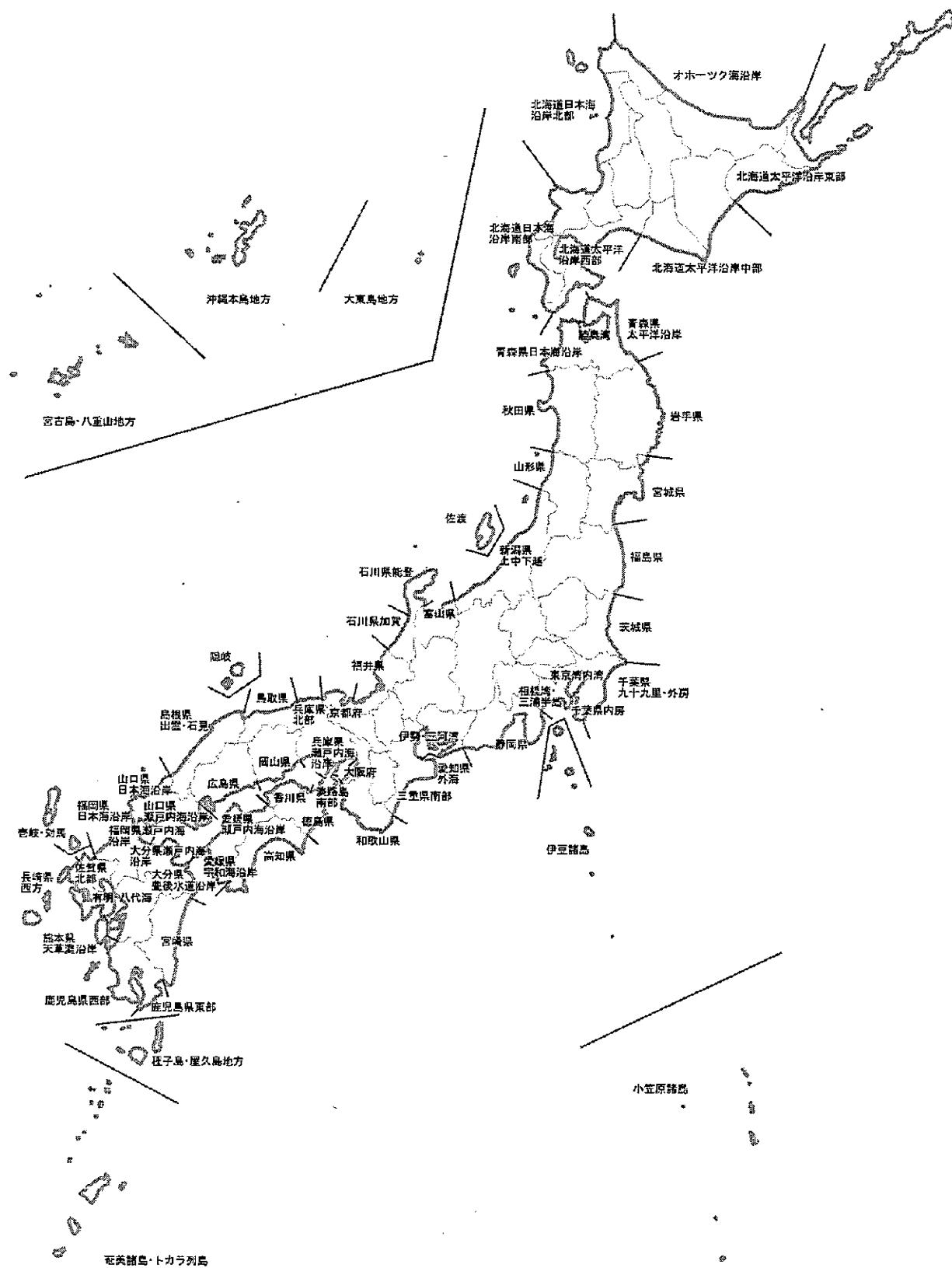
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

- 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波予報区

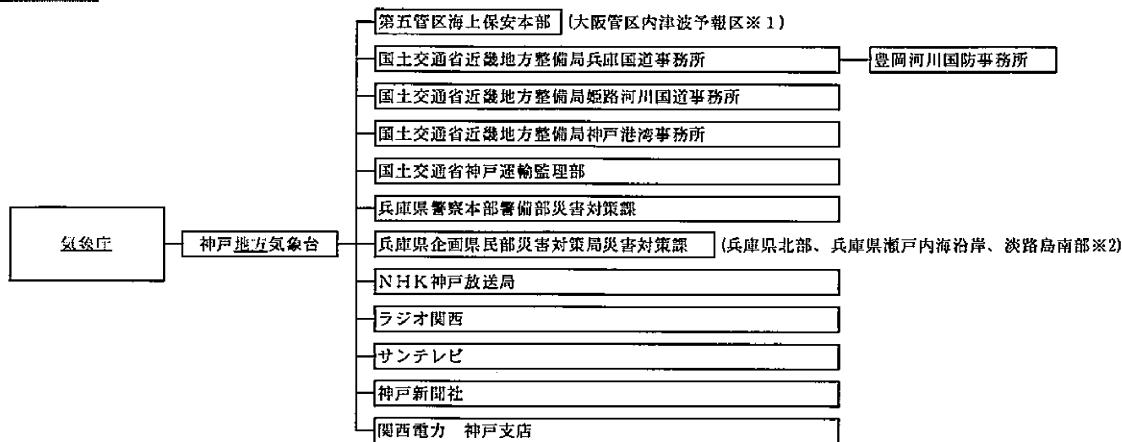
日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている（下図参照）。

○ 全国津波予報区



④ 津波警報・注意報の伝達系統

[神戸地方気象台]



※1 大阪管区内津波予報区は、次の各区である。

京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲石見、隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

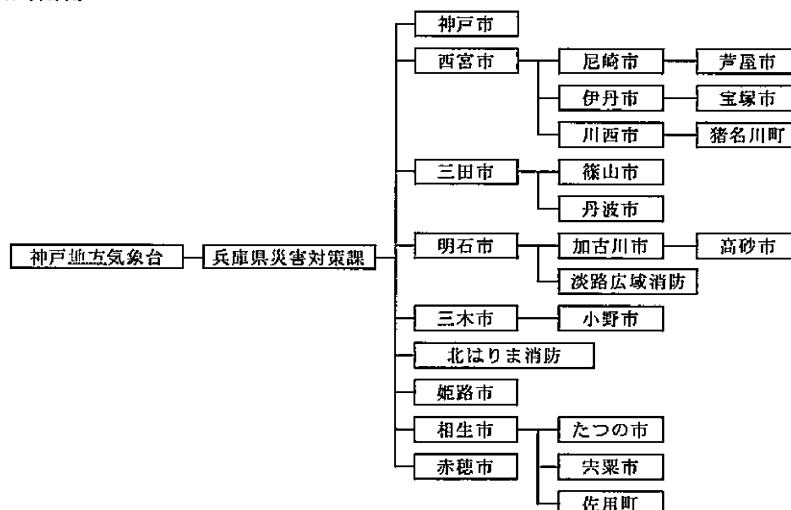
※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

(伝達系統は「(2) 兵庫県」を参照。この伝達経路は、特別警報が発表された際に通知が義務づけられる経路)

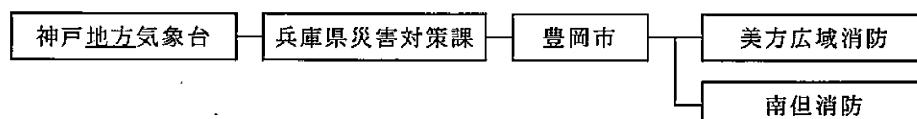
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等入手できる。

[兵庫県]

○兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部

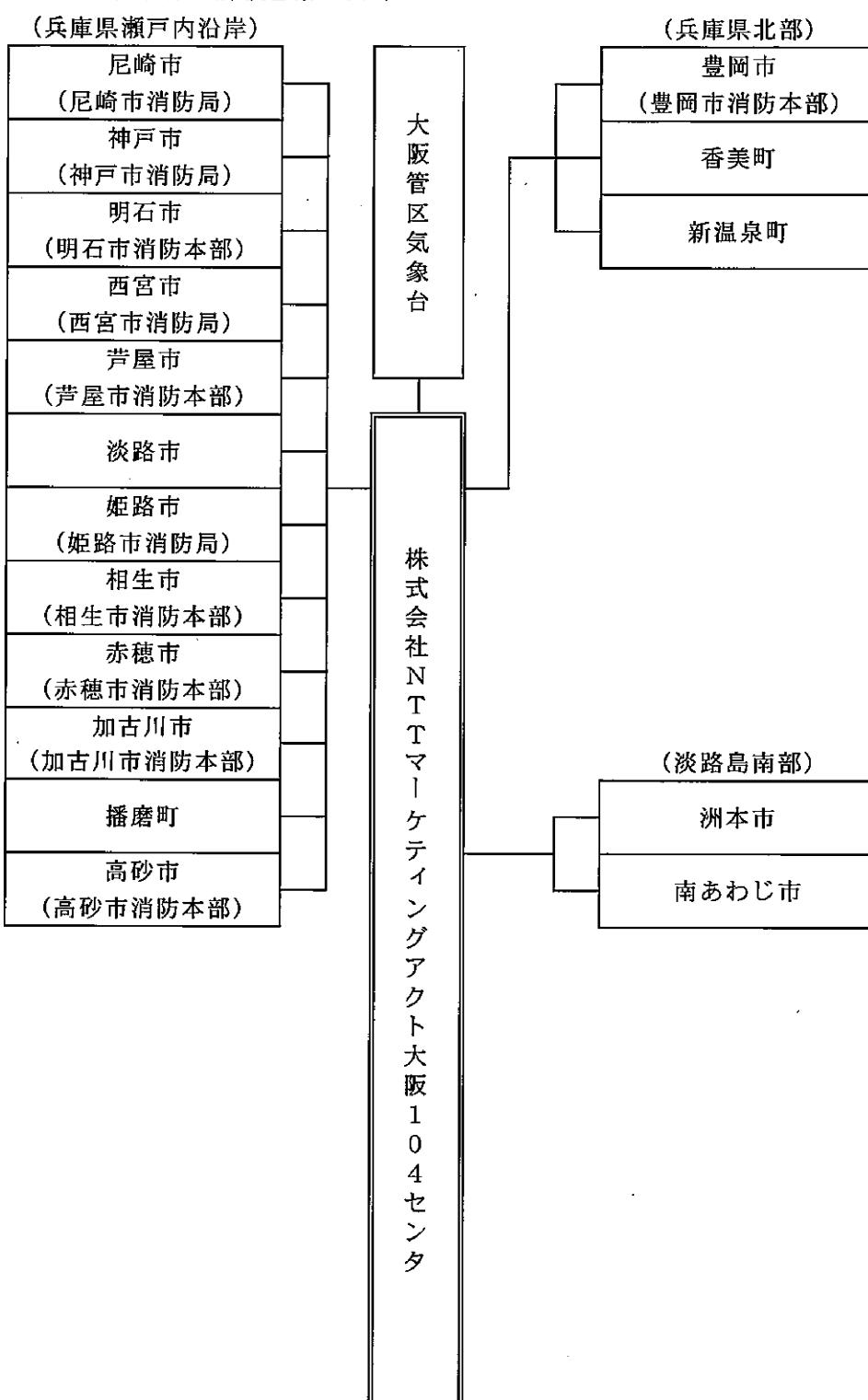


○兵庫県北部

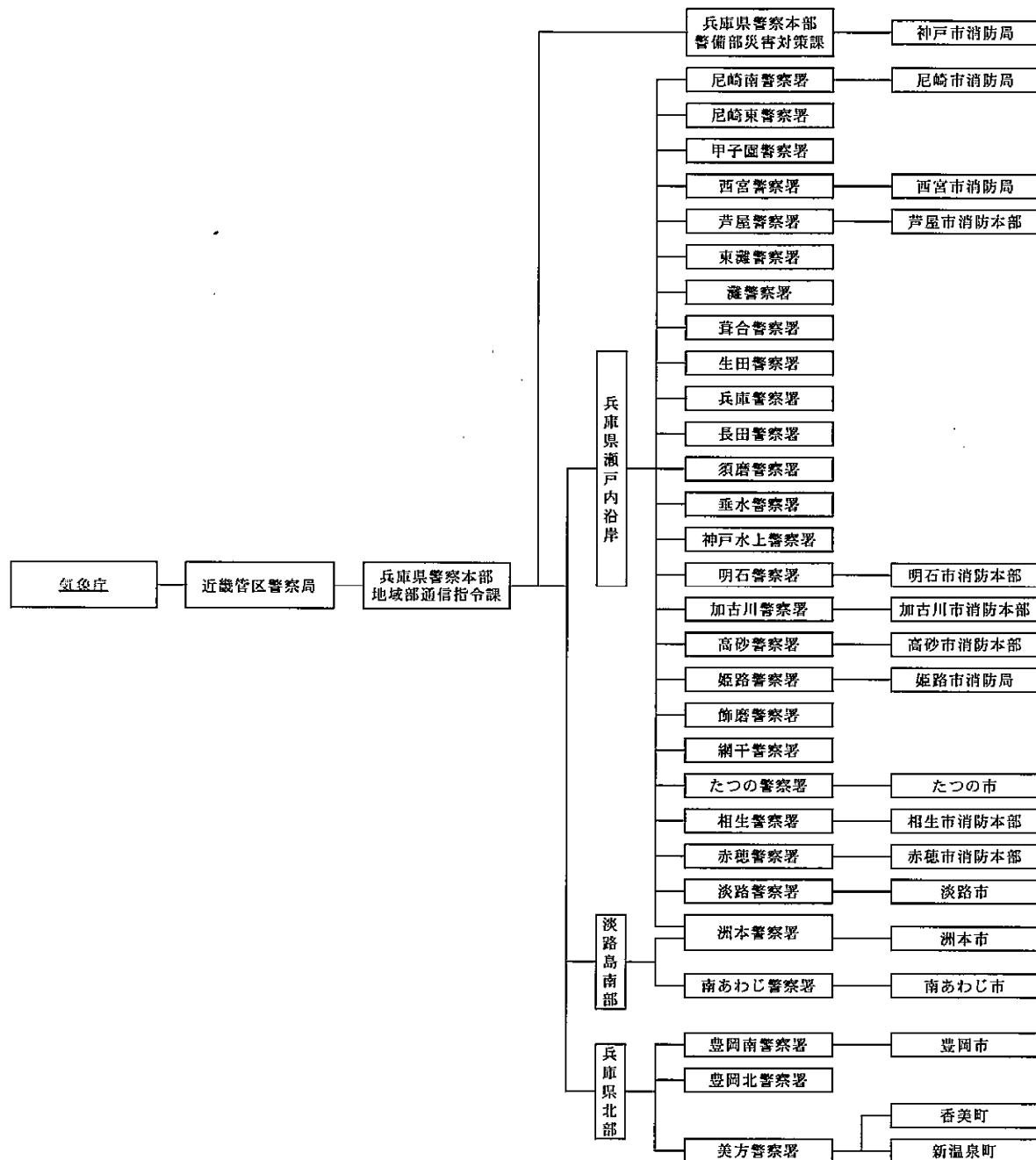


(注) 消防事務委託町及び組合消防構成各消防構成各市町へは、管轄消防本部が伝達する

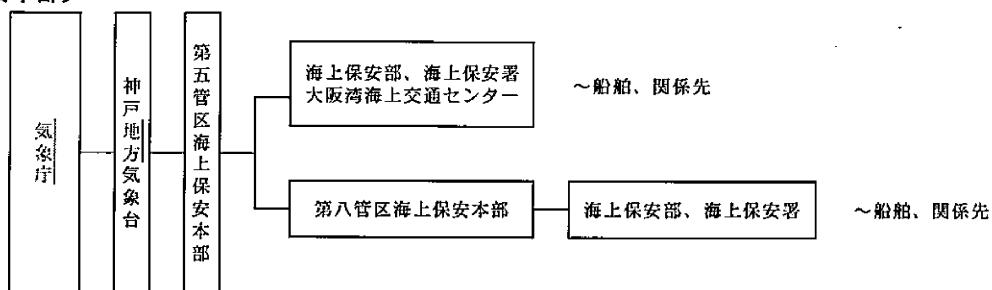
〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕



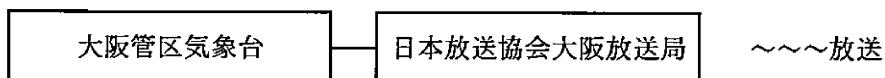
〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕



(海上保安本部)



(日本放送協会)



(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内的一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、※1震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しては記述して発表。

※1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」→「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」→「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」→「震度3以上」を観測した市町村名を発表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、420ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、

沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

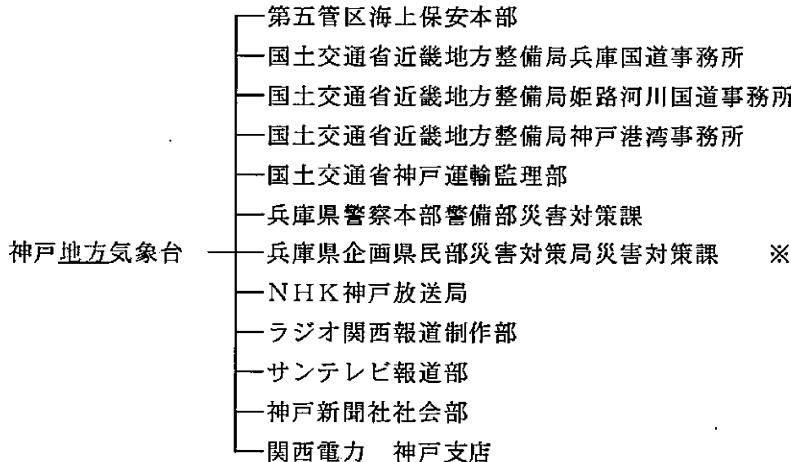
最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸地方気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。



※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。

3 津波の監視

気象庁は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

4 居住者等への情報伝達

県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

(1) 災害情報の伝達

県、市町は関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難勧告・指示に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請することとする。

イ 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通知で緊急を要するもの
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
- (ウ) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

- (ア) 日本放送協会神戸放送局
- (イ) 株式会社サンテレビジョン
- (ウ) 株式会社ラジオ関西
- (エ) 兵庫エフエム放送株式会社
- (オ) 株式会社毎日放送
- (カ) 朝日放送株式会社
- (キ) 関西テレビ放送株式会社
- (ク) 読売テレビ放送株式会社
- (ケ) 大阪放送株式会社
- (コ) 株式会社FM802

エ 市町において、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実

施することとする。

オ 市町は、コミュニティFM局、ケーブルテレビ等、地域情報機関との間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する「協定」等に基づき、緊急放送（文字放送等、その他各市町が定める手段によるものを含む）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

市町は、より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を実施することとする。広報車両は原則として市町所有の広報車を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア 市町は、防災行政無線、インターネット等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。

イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。

④ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

市町は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

⑤ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市町は、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達を実施することとする。

5 船舶への津波警報等の伝達

- (1) 海上保安本部、市町等は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めることとする。
- (2) 海上保安本部は、在泊船舶に対し、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知することとする。
- (3) 海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。
- (4) 海上保安本部、県、市町等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 防災関係機関相互の情報の伝達
- (2) 居住者、観光客等への情報の伝達
- (3) 船舶に対する伝達
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) その他必要な事項

第4節 避難対策等

[実施機関：海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者]

第1 趣旨

津波からの避難対策等について定める。

第2 内容

1 津波に強いまちづくりの推進

県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所や津波避難ビルの整備等により、津波に強いまちの形成を図ることとする。

2 県の避難対策

(1) 基本的な考え方

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び助言を行うとともに、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

(2) 津波避難ビルの指定促進

県は、県立学校、県営住宅等の県有財産について、市町が行う津波避難ビルの指定に協力することとする。

(3) 高速道路、鉄道施設の活用検討

県は、関西広域連合と協力しながら、高速道路や鉄道高架駅舎を活用した一時避難の方策を検討することとする。

3 避難対象地域の明示

市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。

避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファーゾーンを設定するなど安全側に立って指定する必要がある。

また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で避難対象地域を指定することとする。

4 迅速な避難のための備え

(1) 津波避難計画の作成

市町は、避難対象地域について、次の事項を定めた津波避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。

- ① 津波からの緊急避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
- ② 避難路、避難経路の設定
- ③ 津波情報の収集、伝達
- ④ 避難の勧告又は指示の伝達手段・方法
- ⑤ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ⑥ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

(2) 緊急避難場所、津波避難ビルの指定

市町は、津波発生時における緊急避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を充分に配慮した指定を行うこととする。指定においては、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第11節「避難対策の充実」の定めるところによる。

緊急避難場所については、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市町等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所等を見直していくこととする。

(3) 避難路、避難経路の設定

市町は、沿道建物の耐震化、ブロックペイの補強や、土砂災害のおそれのない安全性や機能性が確保されている道路を避難路として設定するよう努めることとする。

(4) 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒步とする。

(5) 住民の対応

避難対象地域内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しており、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。

(6) 避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定めることとする。

(7) 観光地等の利用者への対応

① 市町は、観光客や海水浴客等、地理に不案内の利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。

② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

(8) 日本語が不慣れな外国人への対応

県、市町は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導することとする。

(9) 港湾・漁業関係者等の避難対策

県、市町は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

(10) 船舶・漁船等の港外退避等

海上保安本部、県、市町等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶及び船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知することとする。

5 避難勧告及び避難指示の発令

(1) 避難勧告・指示の発令基準

① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。

② 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。なお、日本放

送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

- (3) 市町長は、避難勧告・指示の発令基準を定めることとする。
- (4) 指定行政機関、指定地方公共機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

- (1) 市町長は、避難を要する地域の住民等に対して広報車、携帯マイク及び防災行政無線による放送等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。
- (2) 市町長は、緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難勧告及び指示の周知を図るため、原則として県を通じて、放送局に協力を要請することとする。
- (3) 市町長は、必要に応じて海上保安本部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難勧告、指示の周知に努めることとする。

(3) 避難勧告及び指示の解除

避難勧告及び指示の解除は、大阪管区気象台による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(4) 伝達方法

避難勧告及び指示の解除の伝達は、「避難勧告・指示の伝達方法」によることとする。

(5) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りの制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることとする。警戒区域を設定した場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な被害の予防に努めることとする。

警戒区域内での規制の方法等については、各市町の定めるところによる。

6 避難誘導

(1) 避難経路の確保

- (1) 市町は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。
- (2) 避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 地域住民の避難誘導

- (1) 避難勧告又は指示が発令されたとき、市町は警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。
- (2) 自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織等は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

(3) 船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

7 避難所等の維持・運営

- (1) 原則として市町長が避難所の開設を判断するが、状況に応じて最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が応急的に避難所を開設する。開設に際しては、施設の安全性を目視等により応急的に確認するとともに、浸水のおそれについて確認し、また、速やかに有資格者による応急危険度判定調査を行う。

- (2) 市町は、住民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者

と連絡を取り、施設や設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。

- (3) 市町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。
- (4) 市町は、避難後に実施する救護の内容を定めることとする。
- (5) 市町は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難所への津波警報等の情報提供について配慮することとする。
- (6) 災害発生直後は、市町災害対策本部と避難所が連携して、避難者数、要給食者数など必要最小限の情報項目に限定して、迅速に避難者・避難所管理を行う。災害発生後の時間経過に伴って、必要とする情報が変化するため、市町災害対策本部と避難所が連携し、情報収集・伝達に留意する。
- (7) 市町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等は、災害発生直後は有効に機能しない場合があることを念頭に置き、避難所の間の情報伝達手段・ルートを確認する。
- (8) 市町は、避難所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。
- ① 市町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置
- ② 市町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。
- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な事項
- (9) 市町は、避難所において、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の情報に応じた十分な配慮を行うとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。
- (10) 市町は、過去の災害での事例（概ね75人に1基）を参考に、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請により必要なトイレ等を確保し、清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (11) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に努めることとする。

8 災害時要援護者（要配慮者）の避難支援

市町は、他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

- (1) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から自力での避難が困難な避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備・更新し、府内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- (2) 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。
- (3) 市町は、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。
- (4) 市町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。
- (5) 避難は原則として徒步によるものとするが、徒步による避難が困難な災害時要援護者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととす

る。

- (6) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当市町職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食糧の提供など必要な支援を行う。

9 地下空間の浸水対策

- (1) 県、市町は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図ることとする。
- (2) 県、市町は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街の管理者に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

10 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 避難対象地域の明示
- (2) 避難場所の確保
- (3) 避難勧告及び避難指示の発令
- (4) 避難誘導体制
- (5) 避難場所の維持・運営
- (6) 災害時要援護者への避難支援
- (7) 地下空間の浸水対策
- (9) その他必要な事項

第5節 消防機関等の活動

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町、消防本部、消防団、水防団〕

第1 趣旨

消防機関等の活動について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急 等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 県の措置

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとることとする。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとることとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

4 消防職員、消防団員、水防団員等の安全管理

市町は、津波災害対応時の消防職員、消防団員、水防団員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。

- (1) 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。
- (2) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
- (3) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- (4) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

5 消防団の充実

県は、市町による消防団の加入促進や活性化の取組について、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、普及啓発や助言などの支援を行う。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 消防機関等による津波警報等の的確な収集及び伝達
- (2) 消防機関等による津波からの避難誘導
- (3) 消防機関等の土嚢等による応急浸水対策
- (4) 消防機関等による自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 消防機関等による救助・救急活動等
- (6) 津波災害対応時における消防機関等の安全管理

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力株式会社神戸支店、大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県L Pガス協会、西日本電信電話株式会社兵庫支店、株式会社NTTドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム㈱、ソフトバンクモバイル㈱、日本放送協会神戸放送局、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社〕

第1 趣旨

津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

第2 内容

1 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定めることとする。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施することとする。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とるべき措置を講じることとする。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。

(2) 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部の行う措置

津波警報が発令され、避難勧告・指示が発令された避難対象地域に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施することとする。

(3) 一般社団法人兵庫県L Pガス協会が行う措置

① チラシの配布等による広報

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行うこととする。

② 災害時におけるL Pガスの二次災害を防止するための放送協定の締結

ラジオ関西と下記内容を放送する協定を締結（平成15年12月）しており、地震発生時にこれにより、消費者にガス栓の閉止を呼びかけることとする。

「〇時〇〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇〇の地震が発生しました。この地域でL Pガスをお使いの皆さん、家が傾いたり、倒れたりした時、また、避難する時やガスの匂いがした時、そのほか、津波が予測される地域の方は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなど集合配管のお宅は、メーターの入り口にあるガス栓を閉めてください。」

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的な内容を定めることとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 水道事業者が行う措置
- (2) 電気事業者が行う措置
- (3) ガス事業者が行う措置
- (4) 電気通信事業者が行う措置
- (5) 放送事業者が行う措置
- (6) その他必要な事項

第7節 交通対策

〔実施機関：県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県公安委員会、道路管理者、海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、鉄道等輸送機関〕

第1 趣旨

津波災害に対する道路、海上、鉄道の対策を定める。

第2 内容

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じることとする。

なお、県公安委員会は、緊急交通路について、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡調整を図るなど、交通規制の整合性を広域的に確保することとする。

2 海上

- (1) 海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (2) 海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。
- (3) 海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。
- (4) 海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (6) 海上保安本部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 道路の対策
- (2) 海上の対策
- (3) 鉄道の対策
- (4) 乗客等の避難誘導等
- (5) その他必要な事項

第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

〔実施機関：県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県病院局、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関する対策について定める。

第2 内容

1 不特定多数の者が利用する施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建物等

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること
- ② 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 応急対策を実施する組織の確立

ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

オ 出火防止措置

カ 水、食料等の備蓄

キ 消防用設備の点検、整備

ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ケ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項

ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

イ 動物園等

危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の処置を講ずること

とし、その具体的な内容、実施方法等を検討することとする。

ウ 病院、療養所、診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じることとする。

エ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等

次の措置を講じることとする。

(イ) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(児童、生徒の保護者への引渡し方法)

(ア) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(イ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等

オ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じることとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、県有施設が市町推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力することとする。

(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力することとする。

3 市町が管理・運営する事業に対する措置

市町は、直接管理・運営する水道事業、バス事業、鉄道事業等がある場合、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて民間事業者等が作成することとなっている南海トラフ地震防災対策計画に準じた計画を作成することとする。

4 工事中の建築物等に対する措置

県、市町等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとする。この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断することとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

5 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

(4) その他必要な事項

(空白)

第5章 地震防災上緊急に整備すべき 施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

[実施機関：県企画県民部防災企画局・災害対策局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県企業庁水道課、県教育委員会、市町等]

第1 趣旨

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設等の整備について定める。なお、防潮堤等津波防御施設の整備方針については、この計画の第4章第2節に定めるとおりである。

第2 内容

1 施設整備の方針

- (1) 県、市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急性に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- (2) 県、市町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮することとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

2 県の実施内容

県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。

(1) ライフライン・インフラ施設の耐震化推進

交通量の多い橋梁や橋長が長く落橋した場合に復旧に長期間を要する橋梁等の耐震性能を確保するための対策を実施するほか、下水道施設や水道用水供給事業における耐震化を進める。

(2) 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進

橋梁、防潮堤等の土木構造物や排水機場、水門等の機械・電気設備等について、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく点検・補修等を計画的に進める。

(3) 土砂災害対策の推進

「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。

(4) ため池整備の推進

「ため池整備5箇年計画」に基づき、大規模なため池を中心とした耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。

(5) 緊急輸送道路等の整備

被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の整備を進める。

(6) 通信設備、情報システムの整備

兵庫県防災行政無線網（衛星系）を更新し、災害時の非常通信手段の安定的確保を図るほか、フェニックス防災システムの機能強化・運用を行い、災害対応の迅速化を図る。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備の方針
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

第2節 建築物等の耐震化の推進

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

第1 趣旨

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 建築物耐震化の総合的推進

県は、平成27年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で92%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。なお、平成28年度以降の耐震化目標については国の基本方針の改定を踏まえ、検討する。

2 長周期地震動への対応

(1) 南海トラフ地震の地震動は、長周期で継続時間が長いため、県は、超高層ビル等の建築物への影響について、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設を活用し、減災のための研究を推進することとする。

また、国（独立行政法人防災科学技術研究所）に対して調査研究の促進を働きかけることとする。

(2) 県は、県下の特定行政庁と協力して、県内の超高層建築物全ての安全性の確認を目指すこととする。

(3) 県は、長周期地震動の海岸保全施設への影響を調査するため、モデルケースとして県内の数カ所において、耐震性（設計震度チェック、動的応答解析、変位、液状化、作動異常の有無等）を検討することとする。

3 その他

その他建築物の耐震性強化に関する事項は、第2編「災害予防計画」第4章「堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備」第3節「建築物等の耐震性の確保」の定めるところによる。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 長周期地震動への対応
- (2) その他必要な事項

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練 計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕

第1 趣旨

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第2 内容

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」と主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

- ・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③ 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

(揺れへの心得)

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

② あわてて外に飛び出さない。

③ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

⑤ ブロックペいには近づかない。

⑥ 靴を履いて外に出る。

⑦ 自動車では避難しない。

(津波への心得)

① 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。

④ 津波注意報が発表されたら、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

⑤ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない。

- ⑦ 津波見物は絶対にしない。
- ⑧ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑨ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ⑩ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的な内容は、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第3節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 企業等の地域防災活動への参画促進等
- (3) その他必要な事項

第2節 防災訓練計画

[実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、防災関係機関]

第1 趣旨

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

第2 内容

1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 県、市町その他の防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施することとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施することとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ① 勤員訓練及び本部運営訓練
 - ② 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ③ 防潮扉等閉鎖訓練
 - ④ 警備及び交通規制訓練
 - ⑤ 災害時要援護者、滞留旅客等の避難誘導訓練
- (5) 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行うこととする。
- (6) 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 災害時要援護者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- (7) 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、訓練内容を高度かつ実戦的なものとするよう努めることとする。

2 近畿府県合同防災訓練の実施

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・減災プラン」に基づく合同防災訓練を毎年1回実施し、防災関係機関の連携や広域防災体制の充実強化を図る。

3 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 避難対象地域に所在する学校は、津波警報発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進めることとする。
- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。
- (4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施
- (2) 学校における津波防災訓練の実施
- (3) ハザードマップの作成等住民などへの普及啓発活動
- (4) その他必要な事項

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県教育委員会、県公安委員会、市町、防災上重要な施設の管理者]

第1 趣旨

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第2 内容

1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 県、市町は、域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 県、市町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- (3) 県は、市町と協力して、地震に係る防災住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うこととする。
- (4) 県、市町の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ④ 正確な情報入手の方法
 - ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - ⑧ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
 - ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックペイの倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (5) 県、市町は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- (6) 県、市町等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- (7) 県、市町は、現地の地理に不案内の観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。
- (8) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。
- (9) 市町は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

2 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努めることとする。県、市町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

4 自動車運転者に対する教育

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時等の講習等の機会を通じ、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について、教育等を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

5 県、市町職員に対する教育

県、市町は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとすることとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

6 相談窓口の設置

県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 住民に対する教育
- (2) 児童、生徒等に対する教育
- (3) 防災上重要な施設の管理者に対する教育
- (4) 市職員に対する教育
- (5) 相談窓口の設置
- (6) その他必要な事項

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連 続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

[実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町]

第1 趣旨

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第2 内容

1 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応

(1) 対応方針

- ① 県、市町は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- ② 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。
数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。
- ③ 県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成することとする。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。

2 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応
- (2) その他必要な事項

(空白)